

子発 0420 第 5 号
令和 2 年 4 月 20 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の
取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612003 号本職通知に
より行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表
のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内
社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

改正後	改正前
<p>次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p>第1 スプリンクラー設備 1～2 (略)</p> <p>3 交付基礎点数 (1) 乳児院の場合 1㎡当たり9点 消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 1施設当たり <u>1,690</u>点加算 (2) その他の施設(乳児院を除く)の場合 1㎡当たり6点(児童厚生施設については4点)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2 屋内消火栓設備 1～2 (略)</p> <p>3 交付基準 (1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合 ア 交付基礎点数 (基本点数) (㎡当たり加算点数) <u>2,740</u>点以内 + 1点/㎡以内 イ 屋内消火栓箱設置数による加算 屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に <u>141</u>点以内を乗じた点数を加算する。 ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。 (2) パッケージ型消火栓設備を設置する場合 交付基礎点数 当該設備を設置する個数に <u>211</u>点以内を乗じたもの</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第3 自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災報知設備 1～2 (略)</p> <p>3 交付基礎点数 (1施設あたり) <u>108</u>点</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p>第1 スプリンクラー設備 1～2 (略)</p> <p>3 交付基礎点数 (1) 乳児院の場合 1㎡当たり9点 消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 1施設当たり <u>1,649</u>点加算 (2) その他の施設(乳児院を除く)の場合 1㎡当たり6点(児童厚生施設については4点)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2 屋内消火栓設備 1～2 (略)</p> <p>3 交付基準 (1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合 ア 交付基礎点数 (基本点数) (㎡当たり加算点数) <u>2,674</u>点以内 + 1点/㎡以内 イ 屋内消火栓箱設置数による加算 屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に <u>138</u>点以内を乗じた点数を加算する。 ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。 (2) パッケージ型消火栓設備を設置する場合 交付基礎点数 当該設備を設置する個数に <u>206</u>点以内を乗じたもの</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第3 自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災報知設備 1～2 (略)</p> <p>3 交付基礎点数 (1施設あたり) <u>106</u>点</p>

〔改正後全文〕

	雇児発第 0612003 号
	平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正	雇児発第 0619002 号
	平成 21 年 6 月 19 日
第二次改正	雇児発 0401 第 17 号
	平成 22 年 4 月 1 日
第三次改正	雇児発 0405 第 31 号
	平成 24 年 4 月 5 日
第四次改正	雇児発 0206 第 5 号
	平成 26 年 2 月 6 日
第五次改正	雇児発 0409 第 5 号
	平成 27 年 4 月 9 日
第六次改正	雇児発 0824 第 4 号
	平成 28 年 8 月 24 日
第七次改正	子発 0509 第 3 号
	平成 30 年 5 月 9 日
第八次改正	子発 0606 第 2 号
	令和元年 6 月 6 日
第九次改正	子発 0420 第 5 号
	令和 2 年 4 月 20 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における
スプリンクラー設備等の取扱いについて

標記の交付金の交付については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726006 号「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

第1 スプリンクラー設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備事業

2 対象施設

(1) 乳児院

(2) 入所施設（乳児院を除く）にあつては、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分以外の床面積（以下「床面積」という。）が275㎡以上の場合

(3) 入所施設以外の施設については、床面積が6,000㎡以上の場合

3 交付基礎点数

(1) 乳児院の場合

1㎡当たり9点

消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 1施設当たり1,690点加算

(2) その他の施設（乳児院を除く）の場合

1㎡当たり6点（児童厚生施設については4点）

4 交付金対象面積

施設の延べ床面積を上限として当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）が必要と認めた面積とする。

5 その他

(1) スプリンクラー設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

(2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。

ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

- ウ スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合
- エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

第2 屋内消火栓設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する屋内消火栓設備の整備事業

2 対象施設

入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する児童が入所する「乳児院」を対象施設とする。

3 交付基準

(1) 消防法施行令第11条第3項第2号イからホまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

ア 交付基礎点数

(基本点数) (㎡当たり加算点数)

2,740点以内 + 1点/㎡以内

イ 屋内消火栓箱設置数による加算

屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に141点以内を乗じた点数を加算する。

ただし、特別の事情がある場合を除いて前記アによることが望ましいこと。

(2) パッケージ型消火栓設備を設置する場合

交付基礎点数

当該設備を設置する個数に211点以内を乗じたもの

4 交付金面積

施設の創設の場合の交付金基準面積に準ずるものとする。

ただし、一つの施設が二以上の建物(棟)に分かれている場合で屋内消火栓設備を設置しない建物(棟)がある場合は、その建物面積に相当する交付金面積を除くもの

とする。

5 その他

屋内消火栓設備整備に要する経費についての地方債の取扱いについては、消防法及び同法施行令の規定により設置を義務付けられていないものについても起債の対象とされること。

第3 自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災報知設備

1 対象事業

既存施設において、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）及び同法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置する消防機関に通報する火災報知設備の整備事業

2 対象施設

入所施設のうち、火災等の発生の際自力避難が困難で介護を要する児童が入所する「乳児院」を対象施設とする。

3 交付基礎点数

（1施設あたり）108点